資料6

22.5.20 PT会議資料

改革後もなお国に残る事務の執行組織の取扱い

○ 仕分けの結果、国が本来行うべき事務・権限については引き続き国に残る。

○ 国に残る組織の在り方を考える前提として、まずは国自身による徹底的なスリム化が不可欠。
国に残すとされた事務についても、真に出先機関が実施すべき事務であるか真摯に検討すべき。

○ 国に残る組織は、事務移管を段階的に進める過程で順次縮小し、最終的には総合連絡事務所のような極めて簡素な組織とすべき。

○ なお、出先機関の縮小過程においては、縦割りの弊害を除去するため府省単位の出先機関を順次廃止し、簡素化を図る。

○ 最終的に残る国の地方組織は、地方分権改革推進委員会第2次勧告が指摘しているように、地域との連携やガバナンス確保の仕組みの導入が必要。